

# 石綿取扱い作業従事者特別教育 の追加教育のご案内

石綿障害予防規則が改正された（平成 21 年 4 月 1 日施行）ことに伴い、石綿使用建築物等解体等業務特別教育規程が改定され、「保護具の使用方法」の科目が延長されました。

本規程については、平成 21 年 3 月 31 日までに「石綿取扱い作業従事者特別教育」を修了された方に対しても適用されることとなり、この追加教育を受講されないと「特別教育」を修了したとは認められないこととなっております。

つきましては、平成 21 年 3 月 31 日までに当支部で「石綿取扱い作業従事者特別教育」を修了された方は、本追加教育を受講されますようご案内致します。

## 記

### 1．対象者

建災防愛媛支部において、平成 21 年 3 月 31 日までに「石綿取扱い作業従事者特別教育」を修了された方。

### 2．追加講習の科目及び時間

科目・・・保護具の使用方法

時間・・・0.5～1.0 時間

### 3．定員・・・100 名

### 4．本教育の申込み方法

別紙申込書をダウンロードし、必要事項をご記入のうえ、受講料（2,000 円）を添えて当支部又は各分会（建設業協会各支部）へお申し込みください。

申込書に当支部で受講された修了証の写しを貼付する必要がある場合がございますので、ご注意ください。

### 5．講習会の日程について

日程については、当支部又は分会（建設業協会支部）へお問い合わせください。

### 6．修了証の交付について

平成 21 年 3 月 31 日までに当支部が発行した「石綿取扱い作業従事者特別教育」と引き換えに追加教育の修了証を交付致します。

## 石綿取扱い作業従事者特別教育の追加教育受講申込書

受講者	ふりがな		生 年 月 日	本籍地	写真貼付
	氏 名	Ⓜ	大正 昭和 平成 年 月 日生	都道 府県	2枚 たて3.5cm よこ2.5cm 正面・無背景・脱帽 のり付け不可 セロテープ等で貼付のこと
	現住所	〒 市町 郡村	TEL ( ) -		
勤務先	住 所 事業所名 電話番号	〒			印

平成 年 月 日

建設業労働災害防止協会 愛媛支部 様

受講申込書に受講料(2,000円)を添えてお申し込みください。

本教育の対象者は、平成21年3月31日までに建災防愛媛支部において石綿取扱い作業従事者特別教育を修了された方のみを対象とします。(他支部等で受講された方は対象外です。)

裏面に当支部で受講された「石綿取扱い作業従事者特別教育修了証」の写しを貼付して下さい。

## 講習に関する注意事項

ア. 申込書に記載して頂く氏名、生年月日等の各項目は、法律で記入することが定められており、誤りのないよう記入して下さい。

なお、記入して頂いた氏名、生年月日等は、この教育の事業以外では一切使用致しません。

イ. 講習の約2週間前には、受講票をお渡します。受講の取り止め又は変更をする場合は、受講票に記載されている期日までに申し込みされた当支部又は分会(建協支部)へ連絡してください。取り止める場合は、領収証と引き換えに申込書及び受講料をお返し致します。

ウ. 申込者以外の代理受講及び講習日当日の受付閉鎖後の入場(遅刻)及び途中退場は一切認めません(欠席扱いとなります。)

## 修了証の交付について

本教育の修了証は、平成21年3月31日までに受講された特別教育修了証と引き換えでお渡します。

受け取りの際に特別教育修了証を持参されていない場合は、お渡しできません。

## 1. 本人受け取りの場合

修了証は原則として、修了者本人に渡しますので、本人確認ができるもの(運転免許証、パスポート、健康保険証等の公的証明書のコピー)を提示して下さい。その際、印鑑を持参して下さい。

## 2. 代理人が受け取る場合

代理人が修了証を受け取る場合、修了者本人の委任状と、委任代理人であることを確認できるもの(公的証明書を提示して下さい)。

代理人から修了証を受け取り、修了証を本人に渡したことの証明として、受領証に修了者の印鑑を押印し、支部に提出して下さい。